

平成 2 9 年度
第 3 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 9 年 6 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第3回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成29年6月12日（月）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局等出席者

- 事務局 長 川西 好春
- 兼 農政課 長
- 農政課 長 補佐 西谷 茂浩
- 農地係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主任 主事 寺井 康弘
- 囑託 職員 高橋 邦彦
- 農林水産課 主査 東原 正和

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画
変更申請について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について
議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第11号 非農地証明願について
議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につい
て
議案第13号 みどり豊でうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成29年度第3回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。
本日現在の出席委員は20人中19人で、部会は成立しております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は13番富本委員、14番妹尾委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋職員 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が経営を縮小するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が自ら耕作するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、近日中に転用する予定のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

4番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

5番は、賃借人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、賃借人が賃借人へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

7番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

8番は、賃借人が別の農家へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権17番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権2番のとおりです。

2番は、一部を第三者が転用し、残りを自ら耕作するため返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番、11番のとおりです。

3番も、一部を第三者が転用し、残りを自ら耕作するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

4番は、借人が健康上の理由により返還したものです。

5番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

6番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請14番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して妹尾委員から説明をお願いします。

妹尾委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め富本委員、湊委員と、私、妹尾の4名で現地調査を実施しました。

それでは、別紙の特別議案書1ページを御覧ください。

申請地は、高松市立林小学校北西750メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地区画整理事業区域内の用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有

りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、近隣に居住している住民への露天貸駐車場及び申請者の納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年11月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が232.75平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が774.67平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、3階建て1棟の共同住宅兼貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地

区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農業用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地周辺の所有農地を耕作するための農機具置場として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、3階建て1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に車庫が必要になって宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないこと、また、宅地と合わせて全体面積が500平方メートルを超えますが、200平方メートル未満の過小残地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年11月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が461.27平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上させるもので、放流先の都合上、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は農業用施設であり、無断転用とはなりません。

議案書4ページをお開きください。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、農道用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上させるもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成21年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は農業用施設であり無断転用とはなりません。

13番は、申請者が自営している事業の資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅事務所から近いため利用効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番に関連しています。

14番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

15番は、納屋及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農機具を保管する納屋及び納屋への農業機械や運搬車両の進入路が必要となったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年11月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が40.02平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成29年4月19日付けで分家住宅用地として許可を受けていましたが、事業を進める中で転用区域を拡張し利用し易くするため事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

2番は、平成28年12月14日付けで宅地分譲用地として許可を受けていましたが、購入者からの要望があり3区画を1区画とするため、事業計画変更申請するものです。

なお、宅地部分の敷地面積は495.99平方メートルであり、非農家の自己住宅用地としても500平方メートルを下回っているため、特に問題はないと考えます。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番から3番までは、昭和44年4月30日付けで貸家用地として許可を受けていましたが、事業遂行ができず、農地復元も困難な状態で現在に至っており、この度、承継者が見つかったため、承継を伴う事業計画変更申請するものです。

1番は、物置用地として、2番はモデルハウス用地として、3番は分譲住宅用地とするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番・10番・11番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して妹尾委員から説明をお願いします。

妹尾委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

なお、所有権1番、2番、4番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校東500メートルに在り、モデルハウス用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、申請地から南東約300メートルには、昨年自社が開発分譲を開始した18区画、さらにその近くには同族会社が一昨年開発分譲した36区画の住宅団地があることから、購入希望者が訪れ易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が229.89平方メートル有ります。

農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番及び使用貸借返還通知2番に関連しています。

また、次の特別議案2番と一体の開発許可申請を行っています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページを御覧ください。

2番の申請地は、1番と同じく高松市立龍雲中学校東500メートルに在り、1番のモデルハウスで周囲が取り囲まれた中心部に分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、1番と一体開発許可申請するもので、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路等が255.93平方メートル有ります。農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請3番及び使用貸借に係る農地返還通知2・3番に関連しています。

なお、1番、2番は、一体開発許可申請ではありますが、転用目的が異なることから、別案件として取り扱うものです。

3ページを御覧ください。

3番の申請地は、高松中央インターチェンジ東200メートルに在り、自動車販売業を営む転用者が、国道11号線東バイパス沿いで、需要が見込まれる郊外型店舗兼整備工場用地として転用申請するも

のです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、油水分離層を設置するなど被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案賃借権2番と一体開発するもので、合計面積は2,475平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松西インターチェンジ北東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が12.47平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは、湊委員が説明します。

湊委員 現地調査委員の湊です。5番からは私が説明します。

5番の申請地は、高松市国分寺総合センター北200メートルに在り、不動産業を営む転用者が、借入れの申込みをし出店が決定しているドラッグストアへの店舗造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,597.48平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道国分寺・中通線に近く交通の利便性が良く、農道を挟み北側一体は用途地域で、大規模住宅団地に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路等が31.85平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページの賃借権を御覧ください。

1番の申請地は、香川県立聾学校西300メートルに在り、ドラッグストアの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道太田上町・志度線沿いで集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が282.39平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

2番の申請地は、先ほど説明しました特別議案所有権3番と一体開発するもので、地権者の希望により賃借権を設定し、自動車販売業を営む転用者が、店舗兼整備工場の来客・従業員用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

所有権3番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案所有権3番に関連し、合計面積は2,475平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、賃借権2件であります。許可相当の判断をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、非農家の自己住宅兼車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、高松市への転勤の予定があるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆道路が88.24平方メートルあります。

3番・4番は、平成26年7月に既に造成され、隣接農地への進入路として利用されており、農地の所有者が、現状に合わせて、それぞれ進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、資金調達の理由から夫婦がそれぞれ転用地を所有するため、枝番号の1、2で分け、夫婦が共有する非農家の自己住宅及び居間兼車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、庭の管理用具等の置場を確保する必要から、物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住宅の隣接地で便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

10ページを御覧ください。

12番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が654.76平方メートルあります。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に50メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が21.55平方メートルあります。

16番の転用者は、惣菜製造・加工・販売業を営んでおり、事業量の増大により作業場が手狭となっており、衛生面の強化を図る必要から事務所兼工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道川東・高松線から50メートルと近く高松市道にも面し、事業所の隣接地であり交通等の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,046.52平方メートルあります。

17番の転用者は、不動産業及び太陽光発電設備関連事業を営んでおり、資材保管の必要からコンテナ、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域から100メートルと近く国道32号線の沿線にあり、交通等の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを329枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成29年3月17日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線から120メートルと近く交通の利便性が良く、周辺には病院や大型量販店等が在り、共同住宅や分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページを御覧ください。

23番・24番は、隣接地で分譲住宅の転用申請が同時であったため、水路の付替えを必要とすることから水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、付替えの水路であるため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の転用者は、個人で土木建設業を営んでおり、業務量の増大により資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し自宅兼事務所にも隣接しており利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、所有隣接地も含め資材置場として同時に転用申請しており、農地法第4条第1項の規定による許可申請13番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

12ページを御覧ください。

1番の転用者は、警備請負業を営んでおり、業務量の増大により事務所及び駐車場が手狭となっ

たことから、事務所及び露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、所有する農業用倉庫への進入路が狭く利便性を向上する必要から、進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が241.70平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

3番の転用者は、ドラッグストアを経営しており、高松市内で事業展開するため、店舗・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に隣接し高松市道にも面しており、利便性が良く需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が160.76平方メートルあります。

4番の転用者は、不動産業を営んでおり、取扱量の増大により自社の工事用の資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、事業所から2キロメートルと近く高松市道にも面し交通等の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、病院を経営しており、増床に伴う来院者の増加が見込まれるため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道に面し、病院から100メートルと近く利用がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

13ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営んでおり、会社役員の所有する農地を借り受けて共同住宅用地と

して転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、既に転用許可を受けていた分家住宅用地について、土地整形し利便性を向上するため、父の農地を借り受けて住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

3番も、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農業の手伝いがしやすく、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、義父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、義父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が109.48平方メートルあります。

7番の転用者は、保育所を経営しており入園児童数の増大により、駐車場及び運動場が手狭となったことから、露天駐車場・運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は園舎

に近接し、主要地方道高松・善通寺線から150メートルと近く交通等の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が1,030平方メートル有ります。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権19件、賃借権5件、使用貸借7件、計31件について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋職員 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、平成29年4月20日付けで所有権移転をするために申請がありましたが、譲渡人が同月26日に死亡したため取下願が提出されたものです。

なお、譲渡人の相続人が決まり次第、再申請の予定です。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋職員 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、平成29年3月10日付けで所有権移転の許可を受けていましたが、譲受人の資金事情によ

り契約を解除したため取消願が提出されたものです。

父へ譲受人を変更することから、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取消願については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋職員 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番と6番は、土地整形のため譲り受けるもので、取得後は双方とも野菜を栽培するものです。

なお、審査基準のうち下限面積要件を満たしていませんが、申請地の面積・形状等から隣接農地と一体でなければ利用困難と認められることから、農地法施行令第2条第3項第3号に該当するものです。

7番は、狭小で耕作不便な農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して野菜を栽培するものです。

8番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。

議案書17ページをお開きください。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番は、相続財産管理人が家庭裁判所の審判を経て、財産処分のため申請したものです。譲受人は元所有者の弟に当たり、元所有者が亡くなった後、一たん相続放棄をしましたが、亡き兄の農地を継承していくため取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、残存小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

議案書18ページをお開きください。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、譲渡人が労力不足であることから、貸付地と所有農地を経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後はオリーブを栽培するものです。

なお、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

14番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はキウイフルーツ・ブドウを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可後の取消願1番に関連しています。

15番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花の苗を育苗するものです。

なお、譲受人は市外に居住していますが、通作距離は審査基準の目安である20キロメートル以内であり、申請地の隣接地には妻が居住し農作業を手伝うことから、労働力も確保できており全部効率利用要件については満たします。

また、市外農地については、善通寺市農業委員会の耕作証明書及び精農審査表の添付があり、問題はありませんでした。

16番は、譲渡人が市外からの通作が不便で農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・麦を作付けするものです。

17番は、県外に居住する譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。

18番も、県外に居住する譲渡人が農業を廃止することから、譲受人の自宅に隣接する農地を譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転18件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番から3番までは、昭和45年ごろから、4番は、昭和53年ごろから農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

5番は、昭和55年2月から37年にわたり、6番は、昭和46年ごろから46年にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋職員 議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について御説明申しあげます。

議案書20ページから21ページまでを御覧ください。

平成29年1月20日付けで、高松税務署長から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地の利用状況について調査依頼がありました。この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認するものです。

全ての農地について各地区農業委員及び事務局職員が現地を確認し、地区部会で審査いただきましたところ、右から4列目の利用状況欄及び備考欄に記載のとおり、土地区画整理事業による換地処分等による分筆や地積の変更が行われていますが、農地面積は従前とほとんど変わっておりません。また、一部の農地について公衆用道路や用悪水路への小規模な転用が認められますが、適正に利用又は保全管理されているとの報告を受けております。

ただし、1件については全筆抵当権が抹消済となっております。21ページ11番を御覧ください。
田4筆につきましては、相続税納税猶予の適用後平成21年6月29日に抵当権が抹消されていることを法務局全部事項証明書で確認しています。

高松税務署長への報告様式は、1筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入することとされており、本議案書と同内容であります。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について13件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり平成29年5月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

開発行為の内容は土石を採取するというもので、3ページの土地開発行為変更協議書のとおり、開発期間の延長及び事業場の拡大を理由に同年5月15日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、庵治町字丸山地区の山林0.8014ヘクタールで、開発区域内に農地は含まれておりません。4ページに位置図を付しています。

同年5月26日に庵治地区担当農業委員と地区担当職員とで現地調査を実施しました。

表紙のページにお戻りください。

農業委員と協議した結果、開発区域の周辺には農地はないが、裾野には農地があることを確認しましたので、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発

計画に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり平成29年5月19日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

平成29年5月15日付けで庵治町の採石事業者から香川県知事宛に提出された採取計画認可申請書は4ページ以降にあります。

申請事業者及び申請地は、議案第13号の資料1で御説明しました事業者と同一でありまして、現地調査も併せて実施しました。

資料のとおり、採石現場においては沈砂池兼調整池が適切に配置されており、排水路の水質に問題無いことを確認しております。

表紙のページにお戻りください。

農業委員と協議した結果、採石場周辺には農地は無く、直接の影響が無いと判断しましたので、高松市長には、「本採石計画に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答いたしたいと考えております。

以上、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

西谷農政課長補佐 議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてですが、資料3を御覧ください。

平成29年6月7日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定について農業委員会の意見を求められたものです。内容については、農林水産課の担当者から説明いたします。

東原農林水産課主査 それでは御説明申し上げます。

資料の農業経営改善計画認定申請者一覧のとおり、今回17名の方から農業経営改善計画の認定申請書が提出されています。そのうち、1番から9番までの9名の方は再認定申請、10番から12番までの3名の方は新規認定申請、13番から17番までの5名の方が内容の変更認定申請をされたものです。再認定を受けなかった方が2名、認定取消しの方はいません。

続いて、各申請者の申請概要を御説明します。

1ページを御覧ください。

1番の申請者の営農類型は、米麦、みかん及び農作業受託です。5年後の目標としては、米麦を借地により経営規模の拡大を図ることと、作業の効率化を図るため大型機械を導入するというものです。

2番の申請者の営農類型は、施設野菜、露地野菜、水稻です。5年後の目標としては、ハウスの大型化等により、シュンギク、キュウリやホウレンソウの生産効率を高めることにより労働軽減等の経営安定を図るというものです。

3番の申請者の営農類型は、水稻、麦、施設園芸工芸作物及び農作業受託です。5年後の目標としては、借地及び特定作業受託等により経営規模を拡大及び収益の向上を図ることと、施設野菜の規模拡大により、収益の向上を図るとともに、防除、灌水等の自動化を図り、労働時間の短縮化を図るそうです。

2ページを御覧ください。

4番の申請者の営農類型は、水稻、露地野菜、作業受託です。5年後の目標としては、水稻の経営規模を拡大し、ニンニクの作付け面積を拡大して、農業所得の向上を図るものです。

5番の申請者の営農類型は、キウイフルーツです。5年後の目標としては、スーパーL資金を使い、耕作放棄地を再生し経営規模の拡大を図るものです。また、海外で香川県品種のキウイフルーツを生産をして、国産品が出荷できない時期に輸入販売するものです。

6番の申請者の営農類型も、キウイフルーツです。現在の園地の成園化を目指し、付加価値の高い果実をつくり農業所得の増加を目指します。

3ページを御覧ください。

7番の申請者の営農類型は、米麦、ブロッコリー、作業受託です。5年後の目標としては、酪農部門を廃止し、集落営農組織の主たる従事者として、米麦主体の複合経営へ転換を図り、集落営農組織の法人化を目指すそうです。

8番の申請者の営農類型は、水稻、露地野菜です。5年後の目標としては、経営面積の拡大や施設の充実により、所得の増大と経営の安定を図るものです。

9番の申請者の営農類型は、花卉類です。夜温の低い圃場での栽培管理やバケツ輸送による品質保持、資本装備の充実などで経営の安定を図るものです。

4ページを御覧ください。

10番からは新規申請です。

10番の申請者の営農類型は、水稻、作業受託です。規模拡大と高性能機械の導入により省力化と生産コストの低減を図り、所得の向上を目指すそうです。

11番の申請者の営農類型は、加工用青刈り稲、古代米、しめ縄加工販売です。借地等による経営規模拡大やインターネット販売の強化により、6次産業化の確立を目指し収益の向上を目指すそうです。

12番の申請者の営農類型は、米麦、露地野菜、作業受託です。借地や作業受託による経営規模拡大や、麦及び露地野菜の栽培開始により農業所得の向上を目指すそうです。

13番からは変更申請です。

13番の申請者の営農類型は、米麦、露地野菜、黒大豆、作業受託です。5年後の目標としては、資本装備の充実により作業効率を向上して、経営規模の拡大を図るというものです。

14番の申請者の営農類型は、水稻、麦、野菜、作業受託です。5年後の目標としては、水管理の地主委託や、農業機械の大型化により作業を省力化し農業用倉庫を新設して更なる経営発展を図るそうです。

15番の申請者の営農類型は、米麦、大豆です。5年後の目標としては、牛糞堆肥を活用した栽培に取り組み、栽培技術の改良により所得の安定と経営の安定を図るそうです。

6ページを御覧ください。

16番の申請者の営農類型は、施設花卉・花木です。5年後の目標としては、新しくデスクパットフルブルームの栽培を拡大して収益を上げるそうです。

17番の申請者の営農類型は、米麦、ブロッコリーです。5年後の目標としては、本認定農業者制度を活用し、農地中間管理機構から条件の良い農地を斡旋してもらい経営規模拡大を図るそうです。以上で御説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、異議の無い旨意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、報告事項として農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料4の表紙を御覧ください。

期間は、平成29年5月10日から同年6月7日までのものです。

まず、許可件数ですが、4月以前の農地部会議決分として4条は2件、5条が12件、5月農地部会議決分として4条が18件、5条が32件、合計で4条が20件、5条が44件です。

許可保留件数については、4月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が10件、5月農地部会議決分として4条は2件、5条が3件、合計で4条は2件、5条が13件です。

取下については、有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

4条関係の5月農地部会議決分といたしまして、3番と4番が開発許可未了により許可保留になっております。

3ページを御覧ください。

5条関係の2月農地部会議決分といたしまして、16番・17番の1・17番の2が直近事業未了で許可保留になっております。3月農地部会議決分といたしまして、22番・41番・47番、賃借権の5番・9番が、それぞれ許可年月日欄に記載のあるとおり開発許可、道路工事承認、直近事業、文化財許可未了などにより許可保留になっております。

3ページ末から4ページを御覧ください。

5条関係の4月農地部会議決分といたしまして、4番・17番が直近事業未了で許可保留になっております。

5ページ・6ページを御覧ください。

5条関係の5月農地部会議決分といたしまして、4番が開発許可未了と直近事業未了で許可保留となっております。さらに、12番と賃借権の3番が開発許可未了で許可保留となっております。

以上で報告の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第3回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時44分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員